

発議案第1号

大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び大網白里市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和8年3月19日

大網白里市議会議長 小倉利昭様

提出者	議会運営委員会	委員長	土屋忠和
賛成者	議会運営委員会	副委員長	引間真理子
	議会運営委員会	委員	猪崎紀人
	議会運営委員会	委員	小金井勉
	議会運営委員会	委員	北田宏彦
	議会運営委員会	委員	岡田憲二

提案理由

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行により地方議会に係る手続きのオンライン化に係る規定等が加わったことから、本市議会においてもこれに対応するため改正を行おうとするものです。

別 紙

大網白里市議会会議規則の一部を改正する規則

大網白里市議会会議規則（平成24年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の2」に改め、「第158条」の次に「・第158条の2」を加え、「第160条」を「第159条の2—第160条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項中「庁内放送」を「号鈴」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第22条第1項中「だけ」を「のみ」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を削り、「による宣告」を「による選挙の宣告」に改める。

第29条中「従い」を「従って」に、「投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、同条第3項中「前2項

」を「前各項」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「前1項」を「第1項」に改める。

第43条中「生じた条項」を「、条項」に改める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第2項中「とき」を「場合」に、「注意」を「、注意」に、「場合」を「とき」に改める。

第57条第2項中「、出席議員」を「出席議員」に改める。

第62条第1項中「、質問」を「質問」に改める。

第63条第1項後段を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の議会の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

第64条中「第121条」を「第121条第1項」に改める。

第65条中「（質疑の回数）」及び「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第74条中「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項及び第33条（選挙関係書類の保存）」を「第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条」に改める。

第76条後段及びただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

第77条第2項を次のように改める。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が

表決の順序を定める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第78条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「又は録音機器により」を「その他議長が適当と認める方法によって」に改める。

第79条中「、印刷して」及び「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第80条中「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第81条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第87条第1項中「散会」を「、散会」に改め、同条第2項中「委員の」を「、委員の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第87条の2 この章における出席委員とは、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含むものとする。

第91条中「行うを例とする」を「行う」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第101条第1項中「意見で」を「意見であつて」に改める。

第109条第1項中「として」を「とし」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前各項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第111条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言しようとするときは、委員長の職務を行うことができない。この場合において、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第119条の見出し中「規程」を「規定」に改める。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第127条中「第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）及び第32条（選挙結果の報告）第1項」を「第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項」に改める。

第130条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第131条第1項中「（請願者が法人の場合を除く。）」を削り、「したものでなければ」を「しなれば」に改め、同条第2項中「請願書（請願者が法

人の場合に限る。)」を「請願者が法人の場合」に、「、法人」を「並びに法人」に改め、「記載し、」の次に「当該法人の」を加え、「したものでなければ」を「しなければ」に改め、同条第5項中「議題に」を「議題と」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第133条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第133条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第134条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第135条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第136条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第137条中「で、その内容が請願に適合する」を「であって、必要があると認める」に改める。

第141条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第37条第3項」に改める。

第142条を次のように改める。

(決定の通知)

第142条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第144条中「、外とう、襟巻、傘、つえ、写真機」を「、コート、マフラー、傘、カメラ」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第148条の見出し中「新聞等」を「新聞紙等」に改める。

第149条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第152条第2項中「(秘密の保持)」を削る。

第153条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第153条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第158条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第158条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、大網白里市議会委員会条例(昭和62年条例第18号)の例による。

第159条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第159条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において

「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前各項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第79条、第132条第1項及び第133条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること

(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前各項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第159条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第160条中「規則の疑義は議長が」を「規則に疑義が生じた場合は、議長が」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。